

沖縄県観光危機管理基本計画



1	総則	
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の性格	1
(3)	沖縄観光の危機管理上の課題と観光危機管理の必要性	3
(4)	「観光危機」及び「観光危機管理」の定義	4
(5)	想定する観光危機	4
(6)	基本方針	5
(7)	計画の効果的な実現	5
2	観光危機管理体制	
(1)	観光危機管理体制の整備	6
(2)	観光危機管理体制と地域防災計画などの既存計画等に基づく体制及び関係機関の位置づけ	7
3	平常時の減災対策 (Reduction)	8
4	危機対応への準備 (Readiness)	8
5	危機への対応 (Response)	9
6	危機からの回復 (Recovery)	9
7	計画の効果的な実現	
(1)	実行計画の策定	10
(2)	計画の進捗管理、見直し	10

1 総則

(1) 計画の目的

本県のリーディング産業である観光産業は、県経済に大きく貢献する極めて重要な産業であり、観光産業の持続的発展を図ることは観光行政にとって最も重要な施策です。

本計画は、観光産業に負の影響を与える観光危機に関し、危機管理の基本的な対応等を定め、観光客の安全・安心が守られる観光地の形成を図ることを目的としています。

安全・安心・快適な観光地



<主な目的>

- ① 観光危機管理体制の整備による観光産業の持続的発展
- ② 平常時の減災対策による観光危機に強い観光地づくり
- ③ 観光危機発生時の観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の体制整備
- ④ 観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等の体制整備
- ⑤ 安全・安心・快適な沖縄観光ブランドの構築による世界水準の観光リゾート地の形成

(2) 計画の性格

本計画は、沖縄観光の危機管理に関する総合的な基本計画であり、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「沖縄県観光振興基本計画」に基づき、観光危機管理対策の「基本方向」や「基本施策」を明らかにするものです。

また、「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県国民保護計画」、「沖縄県感染症予防計画」などの既存計画等で定める防災対策等について、観光分野に係る役割を明確化し、観光危機発生時の観光客の特徴を踏まえた安全確保や、観光産業の早期復興・事業継続支援等の基本的な取組を示すものです。

観光危機発生

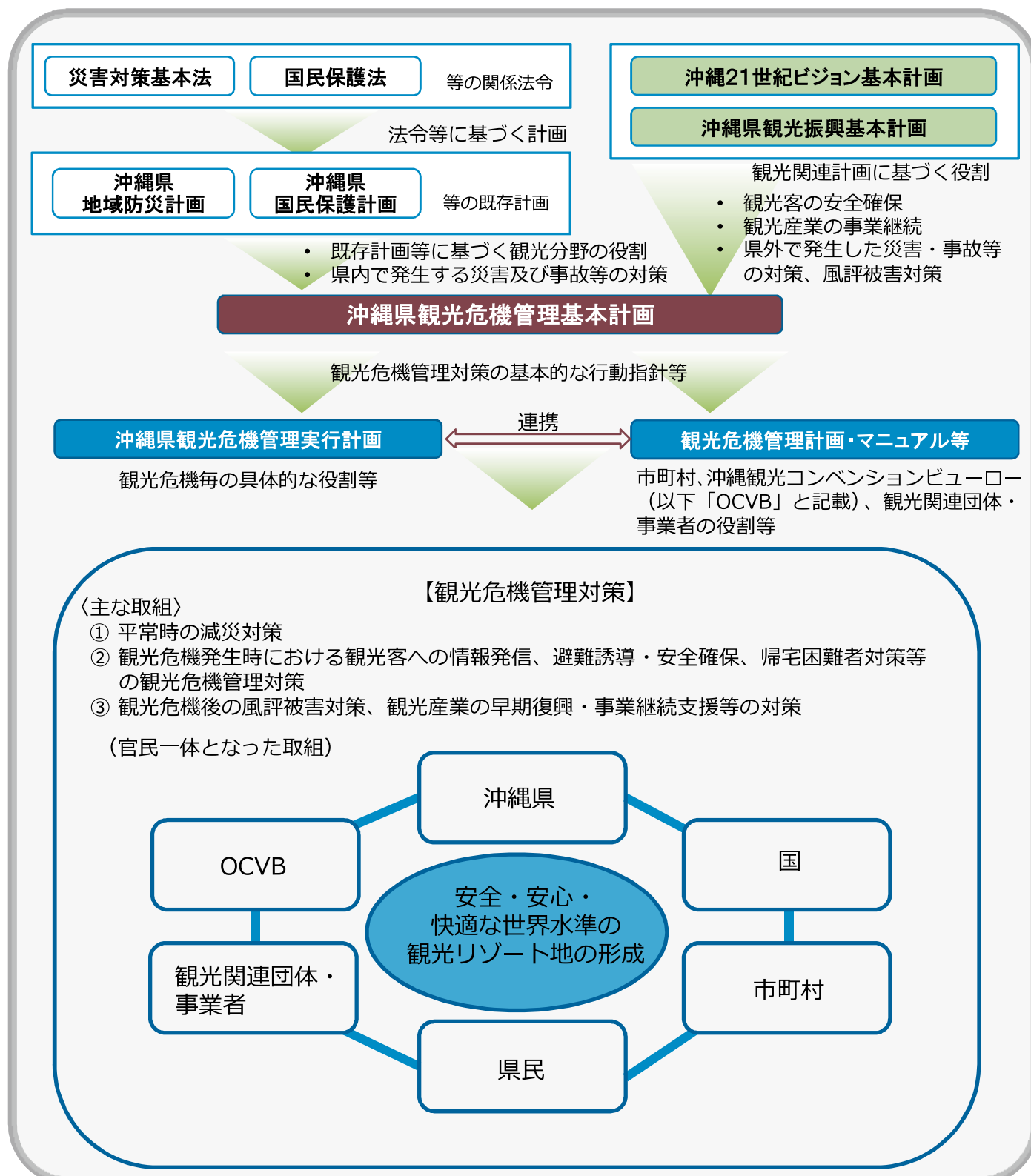


観光客は避難方法が分からない

<観光危機発生時の観光客の主な特徴>

- ① 観光客は、土地に馴染みがない、土地勘がない。
- ② 観光客は、観光危機が発生したときの避難方法等が分からない。
- ③ 外国人などの観光客は、コミュニケーションが難しい。
- ④ 観光客は、できるだけ早く家族等に連絡したい、交通情報を確認して帰宅したい。
- ⑤ 観光危機発生時の観光客への対応が沖縄観光のイメージとなる。

沖縄県観光危機管理基本計画の位置づけ



(3) 沖縄観光の危機管理上の課題と観光危機管理の必要性

① 沖縄観光の危機管理上の課題

1) 防災上不利な地理的条件等

- 本土から離れ、離島が散在する防災上不利な地理的条件
- 台風常襲地域としての自然環境的特性
- 増加する観光客等の防災上特別な配慮が必要な社会的条件

2) 県外への交通手段が限定

- 県外及び県内離島を結ぶ交通手段が空路と海路に限定

3) 地震・津波による観光施設への影響

- 地震・津波が発生した場合の観光施設等への影響

4) 増加する観光客にも配慮した対策

- 県内に滞在する観光客(年平均1日当たり)が平成25年度約7万人から平成33年度約14万人に増加

5) 旅行形態の変化に応じた対応

- 観光客の旅行形態が団体旅行から個人旅行へと変化

② 観光危機管理の必要性

1) 県内・県外で発生した災害・事故及び風評被害等による観光産業への影響

〈事例〉

- 例年の台風
- 平成13年の米国同時多発テロ事件
- 平成15年のSARS(重症急性呼吸器症候群)
- 平成21年の新型インフルエンザの流行
- 平成23年の東日本大震災 など

沖縄観光の危機管理上の課題や、これまでに経験した観光危機を踏まえた観光危機管理体制の整備

2) 観光産業の早期復興・事業継続を図るための観光危機管理体制の整備

観光危機発生時や危機後の風評被害等の対応を迅速に実施し、観光客の誘客促進、観光産業の早期復興・事業継続を図るためには、官民一体となって、沖縄観光の危機管理上の課題等への対応や、観光危機管理対策を実施する体制を整備する必要がある。

(4) 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

観光危機とは

観光危機とは、台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症などの災害・事故等の発生により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない県内又は県外で発生する危機や風評被害等のことをいいます。

観光危機管理とは

観光危機管理とは、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいいます。

(5) 想定する観光危機

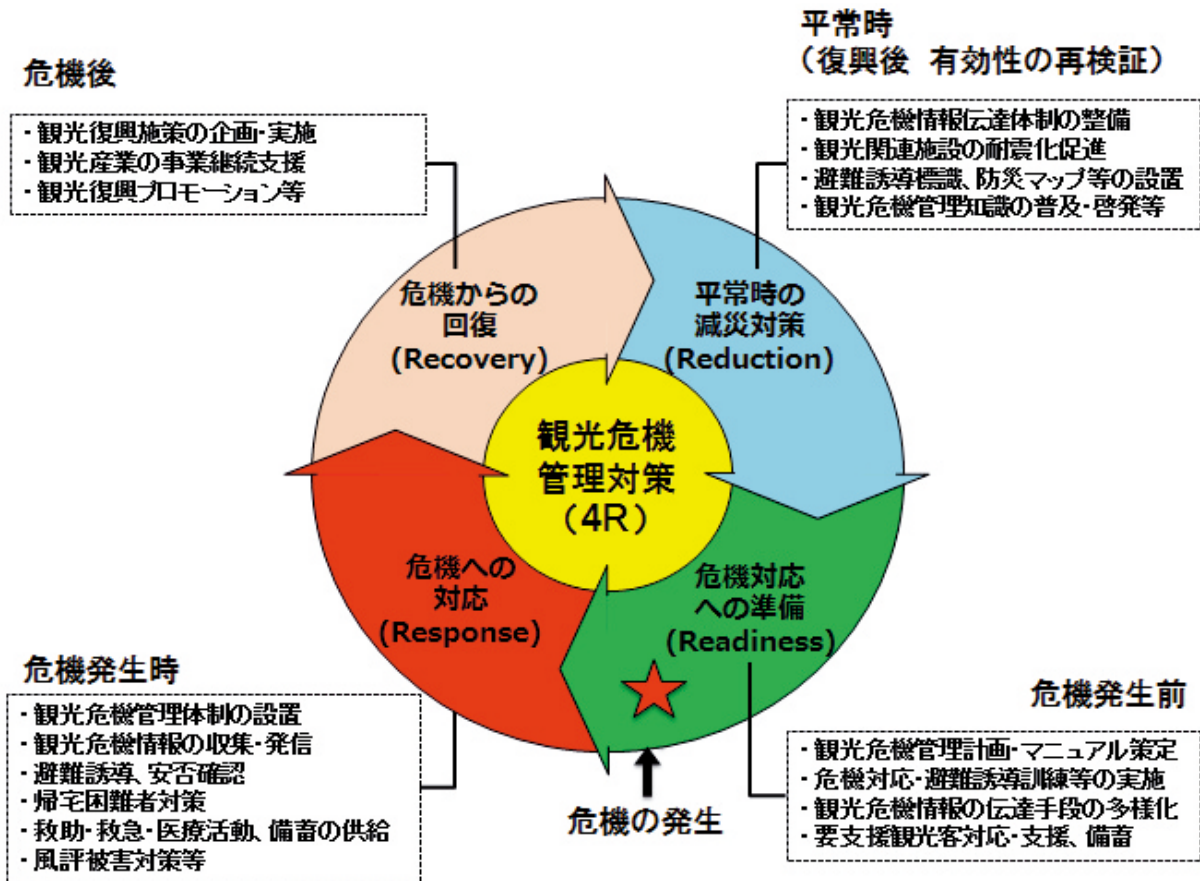
本計画において想定する観光危機は、沖縄観光に直接的・間接的（風評被害を含む）影響を与えると考えられる次に掲げる災害・危機としています。

観光危機	事 例	
①自然災害・危機	地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）等	 台風
②人的災害・危機	ホテル等の大規模火災、大規模交通・鉄軌道・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、原子力災害（原子力艦等）、不発弾、武力攻撃、テロ、ハイジャック、凶悪犯罪 等	 火災
③健康危機	大規模食中毒、感染症、新型インフルエンザ等、有毒生物等の異常発生 等	 感染症
④環境危機	大気汚染、海洋汚染 等	 海洋汚染
⑤県外で発生した災害・危機	県外で発生した①から④の災害・危機で沖縄観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争 等	 風評被害

(6) 基本方針

- ① 観光危機発生時の観光客の安全を確保し、危機後の観光産業の早期復興・事業継続を図ることは、観光危機管理上極めて重要です。
- ② 観光危機管理においては、官民一体となった観光危機管理体制を強化し、危機による被害を最小化する「減災」の考え方に基づいて、観光客等の人命が失われないことを重視するとともに、観光産業への被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることが大切です。
- ③ 観光危機管理対策には、時間の経過とともに「平常時の減災対策 (Reduction)」、「危機対応への準備 (Readiness)」、「危機への対応 (Response)」、「危機からの回復 (Recovery)」の4段階(4R)があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながります。

観光危機管理対策 (4R) のイメージ



(7) 計画の効果的な実現

- ① 迅速かつ的確な観光危機管理対策を行うため、本計画に基づき、観光危機発生時の具体的な役割等を定める「沖縄県観光危機管理実行計画(以下、「実行計画」という。)」を策定するとともに、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等における観光危機管理計画等やマニュアルの策定を促進する。
- ② 本計画及び実行計画は、観光危機対応や訓練等を通して、その内容を検証し、継続的に見直しを行うものとする。

2 観光危機管理体制

観光危機管理の組織体制は、「沖縄県地域防災計画」などの既存計画等で組織体制が定められている場合は、既存計画に基づく、観光担当部の役割として、観光危機管理対策を行います。

また、県外で発生した観光危機や風評被害など、既存計画等で組織体制が定められていない場合は、本計画等に基づき観光危機管理対策を実施します。

(1) 観光危機管理体制の整備

平常時

観光危機の減災対策及び観光危機発生時の観光危機管理対策等の充実・強化を図るため、平常時から観光危機管理対策の検証等を行います。

また、官民一体となった観光危機管理対策を迅速かつ的確に実施するため、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等との情報収集・発信体制の強化、観光危機管理対策の検証、観光危機管理知識の普及・啓発、危機対応・避難誘導訓練等の実施に努めます。

観光危機発生時

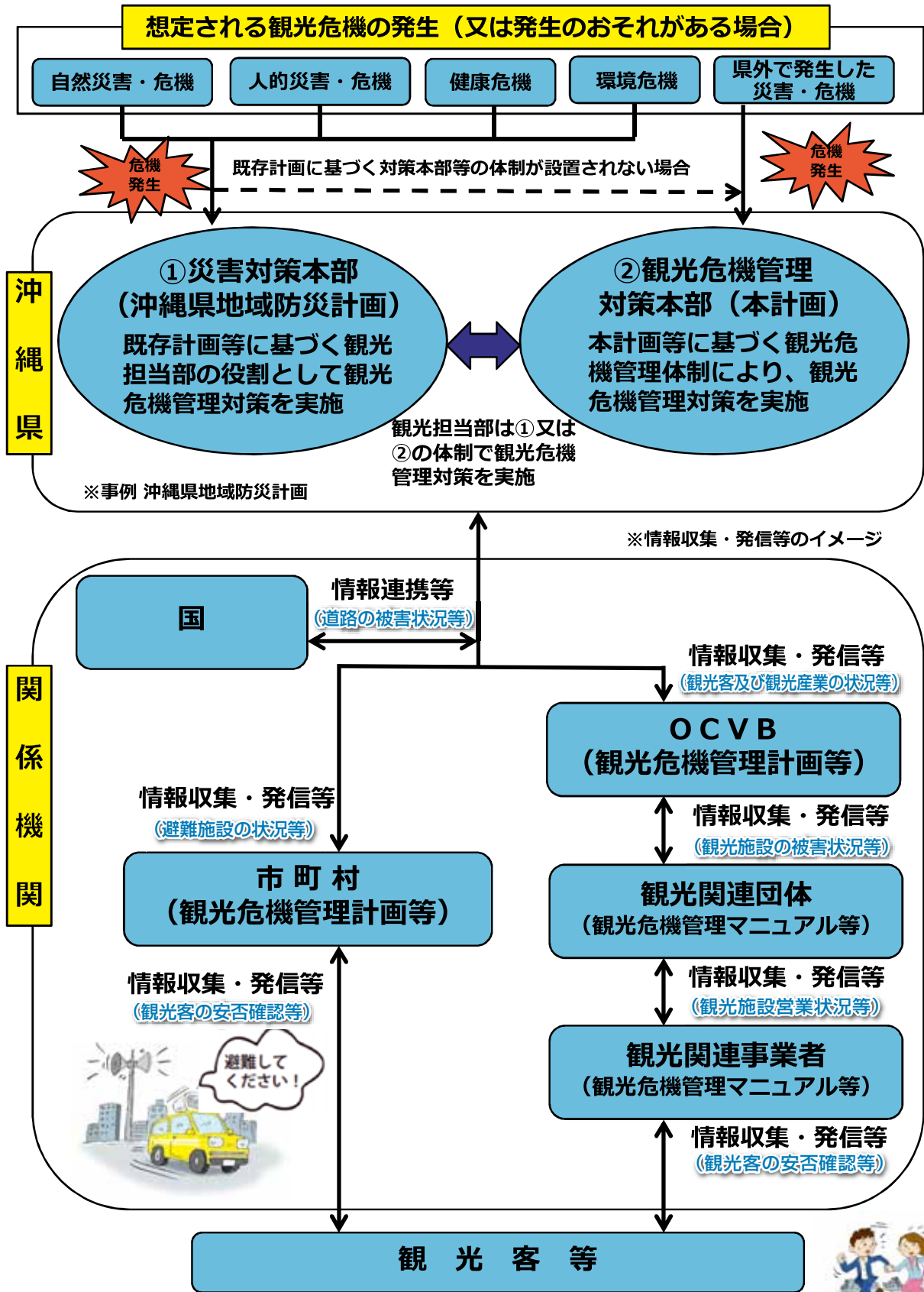
観光危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、観光危機管理対策を迅速かつ的確に行うため、観光危機の状況及び推移等に応じて、「観光危機管理対策本部」、「観光危機管理警戒本部」、「観光危機管理準備体制」の観光危機管理体制を設置して対応します。

観光危機管理体制の設置にあたっては、OCVBとの役割及び連携を密にし、国、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機管理対策を行います。

観光危機発生時の観光危機管理体制

区分	観光危機管理体制	主な取組
観光危機発生時 観光危機の状況及び推移等に応じて設置	対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 観光産業の早期復興・事業継続支援 等
	警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 観光産業の早期復興・事業継続支援 等
	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> 観光危機情報の収集、分析及び共有

(2) 観光危機管理体制と地域防災計画などの既存計画等に基づく体制及び関係機関の位置づけ



3 平常時の減災対策 (Reduction)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策を推進します。



<主な取組>

- ① 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり
- ② 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化
- ③ 地域住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

安全対策の充実・強化



4 危機対応への準備 (Readiness)

観光危機発生時における対策等を予め検討し、観光客の安全確保や、観光産業への影響の低減を図る観光危機管理計画等やマニュアルの策定促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客への支援体制の強化等の施策を推進します。



危機対応・避難誘導訓練



<主な取組>

- ① 市町村やOCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・事業継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施
- ② 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化
- ③ 要支援観光客への対応・支援体制の強化
- ④ 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

5 危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進します。



観光客の安全確保！



<主な取組>

- ① 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ② 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化
- ③ 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- ④ 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応
- ⑤ 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- ⑥ 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給
- ⑦ 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

6 危機からの回復 (Recovery)

観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進します。



<主な取組>

- ① 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置
- ② 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化
- ③ 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ④ 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ⑤ 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- ⑥ 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

観光産業の 早期復興・事業継続



7 計画の効果的な実現

県は、本計画を確実に推進するため、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、必要な財源の確保に努めるとともに、想定する観光危機毎の具体的な取組を定める実行計画の策定や、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等の策定を促進します。

(1) 実行計画の策定

区 分	主な取組
① 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行計画の策定 ・ 市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等の観光危機管理対策における役割の明確化 ・ 市町村、OCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等の策定促進 ・ 本計画及び実行計画等に基づく訓練の実施
② 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光危機管理計画等の策定に努める ・ 観光危機管理計画等に基づく訓練の実施に努める
③ O C V B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光危機管理計画等の策定 ・ 観光危機管理計画等に基づく訓練の実施
④ 観光関連団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光危機管理に係るマニュアル等の策定 ・ 観光危機管理マニュアル等に基づく訓練の実施

(2) 計画の進捗管理、見直し

本計画は、実際の観光危機への対応や訓練等を通じて内容を検証し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう継続的に見直しを行います。

また、本計画の見直しにあたっては、観光危機管理に関する取組の進捗状況、計画内容の有効性かつ実行性等を随時検証するとともに、国内・海外の旅行市場や、観光客の旅行形態等の変化なども的確に反映します。



告知

「**沖縄防災情報ポータル ハイサイ！防災で～びる**」
が平成27年4月から開設・運用開始。

沖縄観光危機管理情報
サイト(平成27年3月末
終了)の機能が移行され、
より充実します。



沖縄防災情報ポータル
ハイサイ！防災で～びる



沖縄県内の災害に関するポータルサイトとして、
以下の情報・サービスの提供が受けられますのでぜひご活用ください。

- 自治体の発する避難勧告、避難指示、避難所開設情報
- 気象庁の発する気象注意報、警報、特別警報、地震、津波情報
- 消防庁の発する国民保護情報
- 上記情報を得るための、防災メールやSNSの登録

URL(日本語版)、QRコード

PC版 : <http://www.bousai.okinawa.jp>

スマホ版 : <http://www.bousai.okinawa.jp/sp>



沖縄防災情報ポータルサイトに関するお問合せ：
沖縄県知事公室防災危機管理課 TEL098-866-2143

沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟8階(南側)
電話番号：098-866-2763 FAX番号：098-866-2767
代表メール：aa081100@pref.okinawa.lg.jp